# 参考資料

# 1. 策定経緯

年度	月	委員会等	検討事項等
Н28	8	第1回策定委員会	<ul><li>●運営要領の承認及び委員長の選任</li><li>●能美市都市計画マスタープランの見直しについて</li></ul>
	11	第2回策定委員会	<ul><li>●目指すべき将来像について</li><li>●都市整備方針の見直し方針について</li></ul>
	5	第3回策定委員会	●都市整備方針(素案)について
	8	第4回策定委員会	●全体構想(素案)について
Н30	9	第5回策定委員会	<ul><li>●全体構想(案)について</li><li>●地域別構想(素案)について</li></ul>
	10	地域別説明会	<ul><li>●全体構想(案)について</li><li>●地域別構想(素案)について</li></ul>
	3	第6回策定委員会	●能美市都市計画マスタープラン(案)について
R1	7 都市計画審議会 ●能美市都市計画マスタープラン(案)につい		●能美市都市計画マスタープラン(案)について
R4	1	パブリックコメント	●能美市都市計画マスタープラン(案)について
	5	都市計画審議会	●能美市都市計画マスタープラン(最終案)について

### 2. 委員名簿

#### 能美市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

所属	氏 名	備考
金沢工業大学名誉教授 (委員長)	森 俊偉	
北陸先端科学技術大学院大学教授 (副委員長)	山本 外茂男	
金沢学院大学教授	竹村 裕樹	
能美市議会副議長	田中 策次郎	H28.8~H28.11:居村 清二
能美市農業委員会会長	又村 一夫	
能美市商工会会長	本裕一	H28.8~H28.11:田上 好道
能美市町会連合会会長	池田 秀一	H28.8~H28.11:北山 喜義 H30.5~H30.9:吉田 良
能美市町会連合会副会長	重田 勝年	H30.5∼H30.9:山本 徹
能美市町会連合会副会長	本多 他家志	H30.5∼H30.9:東方 俊一郎
能美市婦人団体協議会委員	谷田 好子	H28.8∼H28.11:瀧上 玲子
能美市教育委員会委員	   亀田 美穂 	
能美市生活支援サービス推進協議体会長	新川 葉子	
石川県南加賀土木総合事務所所長	山崎 章	H28.8~H28.11:宮田 正弘
石川県南加賀農林総合事務所所長	米田保宏	H28.8~H28.11:道下 和夫
石川県土木部都市計画課課長	鈴見 裕司	H28.8~H28.11:二塚 保之
能美市総務部部長	吉光 年治	
能美市企画振興部部長	橋場和彦	H28.8~H28.11:西村 泰知
能美市産業建設部部長	朝本 仁志	H28.8~H28.11:本多 博明

※備考は前任者

## 3. 用語解説

	用語	解:説
あ	ICT	Information and Communications Technologyの略で「情報通信技術」と訳される。日本では情報通信技術をあらわす言葉として「IT」の語が広く普及しているが、国際的には「ICT」の語が広く定着している。
	IoT	Internet of Thingsの略で「モノのインターネット」と訳される。建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。
	空き家バンク	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集 約し、空き家を利活用したいと希望者に情報提供する制度。
	アドプト制度	1985 年米国のテキサス州で始まった制度で、道路沿いなどの公共スペースを「養子」に見立て、住民や民間団体などが「親」となって、清掃や緑化活動などを実施する仕組み。
	アメニティ	快適さ、快適環境、快適性、居住性、魅力性、好ましさなどの 複合概念で、居住環境の総合的な質を表すもの。イギリス都市 農村計画において誕生し、イギリスの都市や農村における特徴 的かつ重要な原理で、環境衛生、快適さと生活環境の美しさ、 保存の三つの相をもつ複合概念とされる。
()	インフラ	インフラストラクチャーの略で会的経済基盤と社会的生産基盤 とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報 施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。
え	ΑΙ	Artificial Intelligence の略で人工知能と訳され、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。
	N P O	「民間非営利活動団体」と訳され、非営利、非政府の立場で自主的、自発的な活動(社会的なサービスの提供など)を行う団体。一般に NPO という場合は、法人格の有無や法人の種類 (NPO 法人、社団法人、社会福祉法人等) を問わない。
	エリアマネジメン ト	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地 域経営(マネジメント)を積極的に行おうという取組み。
お	オープンスペース	一定の空間的広がりを有し、都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。
	オープンデータ	国や地方公共団体などが保有する公共データを、住民や企業等が利活用しやすいように機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下で公開すること。

	用語	解説
ŧ	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が 30 度以上の土地)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づき、県知事が指定した土地。
	協働	複数の主体が互いの特性や役割を尊重し、信頼と理解を基礎と して共通の領域において、共通の目的に向かい協力して活動す ること。
	緊急輸送路	大規模地震時における救助・救援活動や緊急物資輸送のために 極めて重要な役割を担っている道路。
<	グリーンベルト	車両の速度抑制や歩行者との接触事故を防止するため、歩道が 整備されていない道路の路側帯を緑色に着色する対策。
	グローカル	国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、さま ざまな問題を捉えていこうとする考え方。
け	建築協定	一定の区域について土地所有者等が建築物の敷地、位置、構造、用途、形態意匠などに関する基準について締結する協定。 住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進しようと する場合に結ばれる。
	広域幹線道路	高規格幹線道路、一般国道、主要地方道によって構成される、 主として広範囲の交通ネットワークを担う幹線道路の総称。
Ŋ	コミュニティ	地域社会または地域共同体。1969年の国民生活審議会では、生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互間の信頼感ある集団と規定されている。
	コミュニティバス	既存のバス事業者が運行しない交通空白地域や交通不便地域の解消または高齢者等の外出促進等のために短距離で少量の移動ニーズに対応したバス。運賃収入だけでは事業が成立しないため、地方公共団体等が公的資金を用いて運行している場合が多い。狭い道路に対応した車両の小型化、短い停留所間隔、安く抑えた運賃設定等の工夫がなされている。
	コンパクトシティ	市町村の中心部等に居住地や都市機能を集積することによって、市街地の活性化や行政コストの削減を図り、住民の利便性を向上させようとする考え方。
	コンパクトシティ プラスネットワーク	都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共 交通ネットワークの形成を図る取り組み。

	用語	解説
ð	再生可能エネルギー	エネルギー供給構造高度化法で「非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。
	市街化区域	区域区分により都市計画区域内に設定された、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域においては、積極的に市街地の整備事業が行われるほか、農地の転用に際し届け出を行えば農地法に基づく許可が不要となる。
	市街化調整区域	区域区分により都市計画区域内に設定された、市街化を抑制すべき区域。市街地整備のための公共投資は原則として行われない。開発行為については、周辺居住者のための日常生活物品を販売する店舗の場合や、市街化区域内において行うことが困難または著しく不適当で周辺の市街化を促進しないものなどが例外的に開発許可を受けることができる。
	持続可能な開発目 標(SDGs)	2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。
	指定避難所	災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった 住民等が一時的に滞在することを想定した施設。
	シティプロモーション	地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を地域内外に効果的に訴求し、それにより人材・物財・資金・情報などの資源 を地域内部で活用可能としていくこと。
	循環型社会	これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システムが循環型社会である。いいかえれば、資源の循環利用を進め、環境への負荷を最小にして自然に戻す社会、将来世代のため、資源や地球環境を大切にする社会のこと。
tł.	生物多様性	環境に適応した様々な生きものがいること、そして、それらが 網の目のようにからむ生態系の中でつながりを持ちながら生き ていること。
	セーフティーネット	病気・事故や失業などで困窮した場合に、憲法第 25 条の「健康 で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度。

	用語	解説
t	線引き(区域区分)	基盤整備と土地利用の整序を伴わずに市街化が進む、いわゆる都市のスプロール化を抑制することを目的とし、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に区分する制度。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときに定めることができる。本市では、平成25年8月に能美都市計画区域に統一した際に、線引きを廃止し、用途地域と「能美市の適正な土地利用に関する条例(後述参照)」による土地利用のコントロールを行っている。
そ	総合計画	市町村の行政運営を総合的かつ計画的に行うことを目的として 定める計画。市町村のまちづくり政策、事務処理の基本の理念 となるもの。
	ゾーニング	都市計画における土地利用区分や建築規制。地域制などとも呼ばれる。
	タウンミーティング	行政と市民との対話型の集会。
た	大規模盛土造成地	盛土造成地のうち、盛土の面積が 3,000 ㎡以上の「谷埋め型」と、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 m以上の「腹付け型」の二種類の大規模盛土造成地があり、能美市では「谷埋め型」が存在。
	地域防災計画	都道府県防災会議、市町村防災会議または市町村長が策定する 防災に関する総合的な計画(災害対策基本法)。
ち	地区計画	都市計画法に基づき、地区スケールの地区特性に応じた詳細な 計画に基づいて開発・建築行為をコントロールする手法。ドイ ツのBプラン等を参考に1980年に創設。
	地理的表示保護制度	地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しており、これらの産品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度。
ک	特別栽培農産物	その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下で栽培された農産物。
	都市計画基礎調査	都市計画法第6条に基づく「都市計画に関する基礎調査」の通称。都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに人口規模、産業別就業人口、市街地の面積、土地利用、交通量などの現況及び将来見通しについて調査を行うよう、法で定められている。

	用語	解説
٤	都市計画区域	一体の都市としての総合的な整備、開発、及び保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき都道府県が指定する区域。一つ又は複数の市町村の全部または一部に指定される。法定の都市計画が対象とする地理的範囲を定めたものであり、都市計画区域マスタープランが定められる他、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業等が定められる。
	都市計画道路	都市計画法に基づき都市計画に定められた道路。名称、位置、 区域、種別、構造を定める。4車線未満の市町村道について は、市町村で決定できるが、それ以上の道路については都道府 県知事が決定する。
	都市公園	都市公園法に基づき管理される公園緑地。地方公共団体が設置するものと国が設置するものがある。
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に 危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周 知、警戒避難体制の整備が行われる。
	土砂災害特別警戒 区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、土地の区画形質の変更を行い、道路、公園、下水道等の公共施設の新設又は改善と換地処分により土地の権利関係を新たに確定する事業。「区画整理」と略称される場合が多い。
<b>О</b>	農業振興地域	農用地として利用すべき相当規模の土地がある、農業生産性の向上等が図られる見込みが確実である、農業上の利用の高度化を図ることが相当である等の理由から、一体として農業振興を図るべき地域。農振法に基づき、都道府県知事が定めるが、用途地域には指定できない。
	農地転用	農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものに するため所有権等の権利設定・移転を行うこと。
	能美市の適正な土 地利用に関する条 例	平成25年8月の能美都市計画区域の統一および土地利用制度の 見直しに合わせ制定した能美市の条例。「市街地と田園部の均 衡ある能美市独自の共生型土地利用」を目指し、建物用途と開 発の規制・誘導による土地利用コントロールを行うもの。
は	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災 想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置など を表示した地図。

	用語	解説
は	パブリックコメント	行政機関が政策等の立案を行うにあたり、その政策案を公表し、一般市民や事業者等から意見を求め、それを考慮して意思決定を行う手続き。1999年の閣議決定により、規制の改廃にはこの手続きが必要となった。
	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる ものを除去すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差等 の物理的除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加 を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去 という意味でも用いられる。
ふ	プラットフォーム	まちづくりを進めるうえで、連携の土台となる場のこと。
ほ	ポケットパーク	緑と潤いのある都市空間や身近な憩いの場を設けるため、道路 事業における残地などを利用して整備されたスペース。
よ	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される 13 種類の都市計画の総称。用途地域は、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的として、住宅地、商業地、工業地等の主要な構成要素の配置及び密度について公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用計画をもとに、土地利用の現況及び動向を勘案して定められる。都市の計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区の中でも最も根幹をなす制度である。
b	立地適正化計画	都市再生特別措置法の改正により平成26年8月に創設された制度。市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。
	リノベーション (まちづくり)	遊休不動産の所有者、地権者等、地域住民、民間事業者、地方 公共団体などが協力し、遊休不動産再生を活用することで、エ リア価値の向上を行う活動。
	流域治水	近年のゲリラ豪雨など局地的豪雨の増加等による水害の軽減に 向け、河川の流域全体のあらゆる関係者(国、県、市、企業、 住民等)が協働し治水対策に取り組むこと。
ろ	6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
わ	ワークショップ	特定の課題について、住民、行政、専門家などが討議し協力して問題解決を図る手法、またその集会(少人数が一般的)。都市整備の分野では住民参加の有効な手法の一つである。